**令和６年度大阪府地域医療介護総合確保基金事業**

**がん診療施設設備整備事業について（概要）**

**１　事業目的**

　　がん医療提供体制の充実

**２　補助事業**

①外来化学療法室等の施設を整備する事業

②直接がん医療に用いるがんの医療機器及び臨床検査機器等の設備を整備する事業

③がん相談窓口（がん相談支援センター等）の施設設備等を整備する事業

**３　補助対象事業者**

①外来化学療法室等の施設を整備する事業 及び ②直接がん医療に用いるがんの医療機器及び臨床検査機器等の設備を整備する事業

医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院の開設者(がん診療施設)

**※**ただし、①については１病院につき１回限り、②については、平成26年度がん医療提供体制充実強化事業及び平成27～30年度がん診療施設設備整備事業1次募集において採択された病院は対象ですが、地方公共団体、地方独立行政法人、平成30年度がん診療施設設備整備事業2次募集及び令和元年度～令和５年度同事業において採択された病院は対象外です。

③がん相談窓口（がん相談支援センター等）の施設設備等を整備する事業（１病院につき１回限り）

都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、小児がん拠点病院、大阪府がん診療拠点病院及び大阪府小児がん拠点病院の開設者

**４　補助対象となる経費**

　 ①外来化学療法室等の施設を整備する事業

がん医療の水準の向上に資するもので外来化学療法室等の施設設備を整備するに要する工事費（改修、新増改築に伴い整備した備品購入費（外来化学療法室等において使用するものに限る。）を含む。）

　　外来化学療法室以外にも外来化学療法に付随する施設の機能向上に資する施設整備に要する費用が対象となります。

　　また、医療かつらや副作用指導のアピアランスケアのコーナーにかかる費用についても使用可能です。

　②直接がん医療に用いるがんの医療機器及び臨床検査機器等の設備を整備する事業

　がん医療の水準の向上に資するもので直接がん医療に用いるがんの医療機器及び臨床検査機器等の設備整備に要する備品購入費

　③がん相談窓口（がん相談支援センター等）の施設設備等を整備する事業

がん相談支援センターの環境整備に要する工事費（改修、新増改築）、消耗需用費、備品購入費

**５　補助基準額**

　　　①外来化学療法室等の施設を整備する事業・・・３６，０００千円／１か所

　　　②直接がん医療に用いるがんの医療機器及び臨床検査機器等の設備を整備する事業

・・・２７，９００千円／１か所

　　　③がん相談窓口（がん相談支援センター等）の施設設備等を整備する事業

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・９，０００千円／１か所

**６　補助率**

　　１／３

**７　事業実施期間**

　内示日から令和７年３月３１日まで

　※事業期間内に事業完了（検収、支払い等）することが必要です。

**８　提出書類**

　　下記書類を郵送及びメールにより健康づくり課までご提出願います。

　　　・がん診療施設設備整備事業計画書の提出について（任意様式）

・がん診療施設設備整備事業経費所要額調書（別紙１）

　　　・がん診療施設設備整備事業計画書（別紙２）

　　　・2社以上の見積書（代金が１０万円以上のもの）

　　　・その他参考資料（施設整備図面、機器のカタログ等）

**８　その他**

・本補助事業を希望する場合、工事発注や機器購入等の契約は内示後に行ってください。

内示前に着手(契約)された場合、内示を取り消すことがありますのでご注意ください。

　　補助金の交付決定を受けた事業主は、大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例第 17 条第 1 項の規定により、障がい者の雇用状況を報告していただく必要があります。

なお、障がい者雇用率が未達成の事業主につきましては、障がい者の雇入れ計画を提出していただき、障がい者雇用率の達成に向けた取組をしていただく必要があります。詳しくは、 大阪府障がい者雇用促進センターのホームページをご覧ください。（https://www.pref.osaka.lg.jp/o110100/koyotaisaku/sokushin-c/index.html）

**９　提出先**

　　大阪府健康医療部健康推進室

　健康づくり課　生活習慣病・がん対策グループ　川﨑

　　〒５４０－８５７０

　　　大阪市中央区大手前２－１－２２

　　　電　話　 ０６－６９４４－６７９１

　　　ＦＡＸ　 ０６－６９４４－７２６２

　　　ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ kenkodukuri-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp